

江東区契約にかかる不正行為等防止検討委員会のこれまでの取組

1 現状の把握

【事件の概要】

○本区区議会議員が事業者から、本区発注の業務委託契約の指名業者数及び指名業者名を区職員より聞き出すよう請託を受け、区職員に働きかけて秘密情報を入手し賄賂を収受した容疑により、令和4年7月30日に逮捕、同年8月19日に起訴された。

【管理職アンケート実施結果】

実施日 令和4年9月6日～9月12日
対象者 区管理職92人
調査方法 無記名アンケート方式

議員との関わり方について

○契約に関する秘密情報の提供依頼・要請の有無

・ある	10人
・ない	82人

○契約に関すること以外の威圧的な働きかけや不当な要請の有無

・ある	21人
・ない	71人

再発防止について

○契約に関する秘密情報の漏洩を防止するために必要な対策（複数回答可）

・利害関係者への対応基準の作成	72人
・コンプラ研修、不当要求等対応研修の拡充	48人
・職員が相談しやすい仕組みの構築	37人
・要望・申し出等の記録公開制度	34人

職員倫理について

○職員倫理についての課題（複数回答可）

・法令や職務上のルールに対する確認・理解不足	63人
・SNS・ネット利用時の適切な情報発信	30人
・職場内の情報共有・コミュニケーション	25人

【自由意見】

- ・威圧的な働きかけや不当な要請から職員を守る姿勢を区として示すべき。
- ・利害関係者への明確な対応基準や禁止事項を作成・公表すべき。
- ・威圧的な働きかけ等を受けた場合に、すぐに相談できる機関や制度を設けることで組織的な対応を可能とする。

2 課題の整理

【取組への考え方】

現行の業務委託契約における課題や管理職アンケート調査の結果から、再発防止のために「契約制度の見直し」「職員の倫理向上」「議員・利害関係者との関わり方」の3つの視点について検討していくこととなった。

1 契約制度の見直し

委託を含む物品の契約については、入札方式や業者の選定方法等が、議員・利害関係者から区への働きかけの誘因となり得る仕組みとなっている。また、区民や業者、第三者が入札・契約の公正性をチェックすることができない。

➡ **入札方式等を見直し、令和5年度準備契約より実施**

2 職員の倫理向上

現在実施している集合型研修では研修頻度が少なく、公務員倫理の醸成、定着に課題がある。また、内容が広範囲に渡るため、非違行為等に焦点をあてた研修が難しい。現行の契約研修は秘密情報や情報漏洩のリスクについて詳細な内容となっていない。

➡ **研修方法の見直しを検討**

3 議員・利害関係者との関わり方

議員や業者等の利害関係者との関わり方に関する対応基準がない。不当な要求を受けた際に職員が相談する窓口や組織的体制が確立されていない。

➡ **不正防止のための一定の基準が必要**

議員との関わり方については区議会事務局と調整し基準を検討していく必要がある。

3 再発防止に向けた取組

1 契約制度の見直し

- ◆ 業務委託契約の一部に希望型指名競争入札を導入
- ◆ 希望型指名競争入札案件の一部について予定価格を公表
- ◆ 指名業者数や選定にあたっての判断事項を明文化した基準を策定・公表
- ◆ 入札や契約の運用状況について確認や検証を行う第三者機関（入札監視委員会）を設置

2 職員の倫理向上

- ◆ 集合型公務員倫理研修を非違行為に特化した内容とし、職層に合わせた具体的事例を用いた研修に再構築
- ◆ 職場ごとにコンプライアンス・マニュアルを作成
- ◆ 公正取引委員会講師による官製談合防止法研修
- ◆ eラーニングによる公務員倫理研修の実施
- ◆ 契約にかかる秘密事項など、契約制度の周知

3 議員・利害関係者との関わり方

- ◆ 一定の公職にある者等（議員など）から不正な働きかけ等を受けたときの取扱規程を整備（記録の作成を含む）
- ◆ 利害関係者（事業者など）との接触に関する指針を策定
- ◆ 不正な働きかけ等を受けたときに管理職が相談できる窓口を設置